

岩手県告示第677号

平成27年7月24日付け岩手県報第11496号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（平成27年岩手県告示第607号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
  - （1） 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 一関市巖美町字長根90の36、90の41
  - （2） 所在が不分明である通知の相手方 佐藤研一、我妻六郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所